
第1次富士宮市行政経営プラン
令和元年度実施報告書

令和2年7月

富 士 宮 市

目次

1	人材・組織マネジメント	2
(1)	職員数の適正管理	2
(2)	人材の確保	2
(3)	人事評価制度の活用	3
(4)	人材育成の強化	3
(5)	仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	3
(6)	女性職員等の活躍推進	4
2	財務マネジメント	6
(1)	地方公会計の有効活用	6
(2)	補助金、負担金、使用料及び手数料の見直し	6
(3)	自主財源の確保	7
(4)	新たな収納方法の検討	8
(5)	公営企業等の健全経営	8
3	公共施設等マネジメント	11
(1)	公共施設の適正管理	11
(2)	市有財産の有効活用	11
4	業務マネジメント	12
(1)	事務事業の適正管理	12
(2)	権限移譲事務の受入れ	12
(3)	市民協働の推進	12
(4)	民間委託等の推進	13
(5)	I C T施策の推進	14
5	行政改革市民委員会からの答申附帯意見に係る実施事項	16
(1)	市有林の有効活用	16
(2)	行政と自治会との連携強化	16

はじめに

第1次富士宮市行政経営プランでは、経営的な視点に立ち、「人材・組織」、「財務」、「公共施設等」及び「業務」という4つの視点でマネジメントを行うこととし、平成30年度から令和4年度までの5年間で重点的に取り組む事項を定めた。

本報告書は、この第1次富士宮市行政経営プラン及び富士宮市行政改革市民委員会からの答申に附された意見に基づき、令和元年度の実施結果をまとめたものである。

	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
第1次富士宮市行政経営プラン		実績報告 対象年度				新計画策定

1 人材・組織マネジメント

限られた人員で新たな課題に対応するため、時代に応じた効率的な組織を整備するとともに、職員の質の向上を図る。

(1) 職員数の適正管理

平成31年4月1日現在の管理対象となる全てのフルタイム職員数（病院部門及び配置基準のある職種（保育士、特別支援学級支援員等）を除く。）は、1,077人であり、管理基準とした平成29年4月1日現在の職員数1,097人に対し、20人の減となった。

(2) 人材の確保

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、令和2年4月から新たに導入される会計年度任用職員制度について、本市におけるこれまでの嘱託員及び臨時職員に関する制度と県内他市の導入状況を踏まえ、任用基準、給与及び休暇制度について検討し、令和元年12月に「富士宮市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「富士宮市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則」を、令和2年3月に「富士宮市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」を制定するとともに、令和2年度の会計年度任用職員の募集に際して、嘱託員及び臨時職員がこれまで担任してきた事務について、正規職員が担うべき業務と会計年度任用職員で対応可能な業務に再度整理し、その業務遂行に必要な時間を設定した。

また、本市に勤務する全ての嘱託員及び臨時職員に対して、会計年

度任用職員制度への移行、給与、休暇等についての説明会を行った。

(3) 人事評価制度の活用

人事評価結果を反映させた新たな昇格基準に基づき、令和2年4月1日の昇格を行った。

また、分限処分についても人事評価結果を反映させるため、富士宮市人事評価制度処遇反映検討会において検討を行い、人事評価のうち客観的な事実に基づき評価する能力評価を重視すること及び該当者に対し一定の研修期間を設け、改善が見られない場合に分限処分を行うという流れについて合意を得た。

(4) 人材育成の強化

人事評価制度の人材育成への活用及び平成31年1月から2月にかけて実施した市政モニターアンケートの結果を踏まえ、令和2年3月に人材育成基本方針の改定を行った。

改定後の人材育成基本方針では、本市を取り巻く環境の変化と課題に対し、今後目指すべき職員像及び職位に応じた求められる能力を整理した上で、職員が取り組むこと、職場が取り組むこと及び制度として取り組むことを明示し、人事評価制度、研修等を通して職員の意識改革、能力開発及び組織力の向上を図ることにより人材の育成に努めるものとした。

(5) 仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

「ワーク・ライフ・バランス推進のための検討会」から提言された7つの取組のうち、「連続休暇取得の推奨」を除く6つの取組を実施した。

また、労働基準法の改正に伴い、民間労働者（地方公営企業の企業職員を含む。）に年5日の年次有給休暇の取得が義務化され、公務員においても将来的に義務化が見込まれていること及び職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、全職員に対し、計画的に年5日以上有給休暇を取得するよう促した。

【検討会において提言された取組及び実施状況】

NO	提言された取組	実施状況
1	人事評価制度へのワーク・ライフ・バランス推進項目の追加	能力評価の評価項目に追加（行動の着眼点）
2	管理職及び監督職のマネジメント力の強化	令和元年5月に監督職（本庁舎勤務の係長）へ入退庁記録

		簿閲覧・集計マニュアルを配布し、所属職員の勤務状況を把握するとともに、業務の効率化、事務分担の見直し及び業務の平準化による長時間勤務の縮減を依頼
3	ダブルワーク制度(勤務時間外に他部署を応援する制度)の導入	ダブルワーク制度実施要領を制定し、9月から運用を開始
4	全庁型ノー残業デーの実施	令和元年9月20日に実施
5	退庁時間の意識付け	令和元年11月からパソコン画面に退庁を促すポップアップメッセージを表示
6	連続休暇取得の推奨	※令和2年度から実施
7	庁内会議の見直し	令和元年10月31日に効率的な会議開催のためのチェックシートを配布

(6) 女性職員等の活躍推進

ア 女性職員の活躍推進

特定事業主行動計画に基づき、多様なポストへ女性職員を登用した結果、医療職員を除く女性管理職は20パーセント、女性係長職は26.2パーセントとなった。

また、女性職員が今後のビジョンを明確化し、その実現に向けて主体的に考え、行動するための意欲を引き出し、今後のキャリアアップにつなげることを目的として、静岡県市町村振興協会主催の「女性職員キャリアアップ研修」に6人を派遣した。さらに、性別によらない現在の立場・役割、多様性のある生き方・働き方及び職場と家庭生活のバランスを認識することで、自分のあるべき姿とこれからの自分を発見させるため、40歳到達職員を対象とした「キャリアデザイン研修」を実施した。

【管理職の女性職員比率】

年 度	総 数 (人)	女性職員数 (人)	女性職員比率 (%)
平成 29 年度	110	20	18.2
平成 30 年度	110	23	20.9
令和 元 年度	110	22	20.0

※ 医療職員を除く。

【係長職の女性職員比率】

年 度	総 数 (人)	女性職員数 (人)	女性職員比率 (%)
平成 29 年度	140	28	20.0
平成 30 年度	140	35	25.0
令和 元 年度	141	37	26.2

※ 医療職員を除く。

イ 審議会等における女性委員構成比率の向上

審議会委員等における女性委員構成比率の向上を図るため、各部署に対し、女性委員比率の向上について働きかけを行うとともに、女性委員比率が低い審議会等の所管部署に対して、その理由の説明及び改善計画書の提出を求めた。

この結果、「第3次富士宮市男女共同参画プラン」で定めた目標値（令和2年度における女性委員構成比率30パーセント）に対し、令和元年度の女性委員構成比率は26.9パーセントにとどまったが、平成30年度と比較して、1.4ポイント上昇した。

【審議会等における女性委員構成比率】

年 度	審議会等 の数	委員数 (人)	女性委員数 (人)	女性委員 構成比率 (%)
平成 30 年度	69	1,010	258	25.5
令和 元 年度	66	1,000	269	26.9

2 財務マネジメント

限られた財源を効率的かつ有効に活用し、行政サービスの質の向上を図る。

(1) 地方公会計の有効活用

平成30年度決算の財務書類4表（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）を国が示した統一的な基準により作成するとともに、これらの情報を基に分析した結果を用い、第5次富士宮市総合計画前期基本計画第5次実施計画の事業採択や予算配分との妥当性及び整合性を確認した。

(2) 補助金、負担金、使用料及び手数料の見直し

ア 補助金及び負担金の見直し

「富士宮市補助金交付に関する指針」に即して有効性、適格性、実効性を検証した結果、「まちづくり情報交流協議会負担金」、「富士山静岡空港利用促進協議会負担金」の2件を廃止し、5万円を減額した。

イ 使用料及び手数料の見直し

令和元年10月1日からの消費税率引上げに対応するため、使用料及び手数料に係る28条例を改正した。

また、令和3年4月から供用を開始する富丘交流センターの使用料について、施設利用の公平性及び受益者負担の確保並びに施設の維持管理経費を考慮し使用料を定めた。

【消費税率引上げに伴う条例改正一覧】

条 例
富士宮市手数料条例
富士宮市立病院使用料及び手数料条例
富士宮市西富士猟区入猟承認料徴収条例
富士宮市都市公園条例
富士宮市田貫湖キャンプ場施設条例
富士宮市民文化会館条例
富士宮市立公民館条例
富士宮市立学校施設使用条例
富士宮市下水道条例
富士宮市水道事業給水条例
富士宮市火葬場条例

富士宮市霊柩自動車使用条例
富士宮市駅前広場条例
富士宮市民体育館条例
富士宮市民テニスコート条例
富士宮市民プール条例
富士宮市スポーツ広場条例
富士宮市富士山天母の湯条例
富士宮市総合福祉会館条例
富士宮市営墓地条例
富士宮市富士山環境交流プラザ条例
富士宮市芝川文化ホール条例
富士宮市芝川体育施設条例
富士宮市新稲子川温泉ユー・トリオ条例
富士宮市西富士工場用地給水施設の設置及び管理に関する条例
富士宮市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例
富士宮市富士宮駅前交流センター条例
富士宮市大富士交流センター条例

(3) 自主財源の確保

ア 図書館における雑誌スポンサー制度の導入検討

令和2年度からの雑誌スポンサー制度の導入を目指し、障害者就労支援施設と連携した事業の実施可能性について検討するなど、本市に適した導入手法及び業者選定方法について具体的な検討を行った。

イ ふじのみや寄附金事業の推進

寄附金の更なる増加を図るため返礼品の見直しを行うとともに、「ふるさと納税プロジェクトチーム」からの提案を受け、「朝霧高原朝食セット」などを新たに追加し、返礼品の合計は297品となった。

また、寄附しやすい環境を整備するため、ふるさと納税取扱ポータルサイトを3サイトから4サイトに増やした。

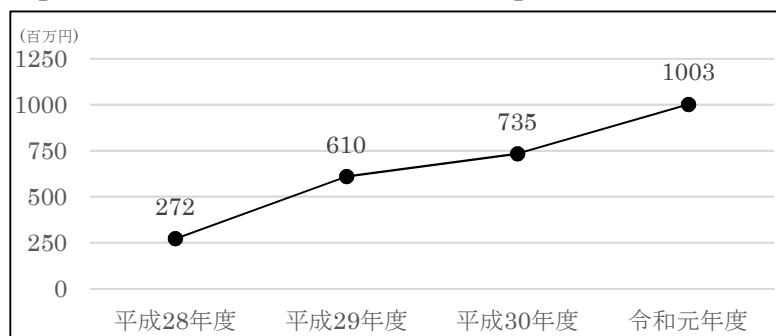
この結果、前年と比較して、寄附件数は7,551件、寄附額は2億6,854万6,732円の増加となった。

なお、企業版ふるさと納税については、「富士宮市発 女性が輝くための働き方改革計画」に対して、2つの事業者から合計200万円の寄附を受け入れた。

【ふじのみや寄附金受入実績】

年 度	返礼品数	受入(件)	金 額(千円)
平成 30 年度	250	55,310	735,235
令和元年度	297	62,861	1,003,782

【ふじのみや寄附金受入推移】



(4) 新たな収納方法の検討

市県民税ほか5種の税・料金等の支払いにおいて、コンビニ収納を継続して行った結果、納付件数全体に占めるコンビニ収納の利用率は23.4パーセントとなり、前年度と比較して0.7ポイント増加した。

また、令和元年10月から事業者がインターネット上で申告及び納税ができる地方税共通納税システムが稼働した。これにより、事業者が金融機関の営業時間外においても、自宅や事業所のパソコンで納税処理を行うことができるようになり収納環境の向上が図られた。

(5) 公営企業等の健全経営

ア 病院事業の健全経営

市立病院の経営は平成26年度の診療体制の縮小から継続して赤字決算となっている。令和元年度は、地域包括ケア病棟の稼働、縮小していた診療科への医師の拡充等により、昨年度に比べ医業収益が大きく改善したが、地域包括ケア病棟の稼働に伴う人件費の増加、材料費の増加等により医業費用も増加したことから、8億6,926万9,000円の赤字となった。

一方、整形外科医及び泌尿器科医の増員により、診療体制の充実を図ったことに加え、薬品購入における継続的な価格交渉により4,548万2,000円の経費を削減するなど、経営健全化への取組を進めた。

【収益的収支の状況】

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
医業収益	7,919,261	7,675,816	7,667,611	8,082,590
医業費用	9,030,117	9,052,887	9,210,166	9,699,508
医業収支	△1,110,856	△1,377,071	△1,542,555	△1,616,918
医業外収益	887,514	849,873	864,643	1,218,697
医業外費用	384,656	366,218	432,135	450,168
経常収支	△607,998	△893,416	△1,110,047	△848,389
純利益	△609,438	△894,856	△1,121,027	△869,269

イ 水道事業の健全経営

富士宮市水道ビジョンに基づく効率的な事業運営を図るため、老朽化した水道施設の計画的な更新として、北山浄水場導水管布設替工事ほか15件（総延長2,325メートル）の布設替工事を施工するとともに、減圧槽2施設及び配水池2施設について耐震診断を行った。

また、複数水源を確保し水道水の安定供給を図るため、新たな水源調査を継続した。

ウ 下水道事業の健全経営

令和2年度からの地方公営企業法適用に向けた組織体制を構築するため、条例、規則等を整備し、下水道施設の固定資産評価を反映した財務諸表を作成した。

エ 第三セクターの健全経営

(ア) 土地開発公社

土地開発公社が先行取得した土地について、市が早期に買い戻すことにより、同公社における土地保有期間の短縮に努めるとともに、貸付け可能な土地については、駐車場等として有償で貸付けを行った。

また、「富士宮市土地開発公社の経営健全化に関する計画（令和元年度から令和5年度まで）」に基づき、事業用代替地1件を令和2年度に処分することを決定した。

【貸付実績】

年 度	件 数	金 額(千円)
平成 30 年度	40	1,197
令和元年度	32	1,049

(4) 振興公社

振興公社が指定管理者として管理運営する施設の事業計画及び事業報告について情報共有を図り、経営状況の把握に努めた。

3 公共施設等マネジメント

公共施設等の総合的かつ効果的な管理運営を行い、効率的な行政運営及び財政負担の軽減・平準化を図る。

(1) 公共施設の適正管理

市有建築物の劣化状況を把握し、早急な対応が必要な建築物について、優先的かつ計画的に保全工事を実施するため、3年を計画期間とする短期保全計画を策定し、長寿命化工事を実施した。

また、富士宮市公共施設等総合管理計画で定めた施設総量の適正化を図るための基本方針となる富士宮市公共施設再編計画を策定した。

【長寿命化工事及び設計委託実績】

事業名	件数	金額(千円)
公共建築物長寿命化工事	15	831,794
公共建築物長寿命化工事設計委託	2	20,295
市営住宅長寿命化工事	2	18,820

(2) 市有財産の有効活用

市有財産の売却及び利活用基本方針に基づき、遊休又は未利用となっている市有財産の売却を進めるとともに、売却ができないものについては、駐車場等として有償で貸付けを行った。

【売却実績】

年 度	土地売却		建物売却		合計	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
平成30年度	22	20,274	1	72	23	20,346
令和元年度	27	23,060	0	0	27	23,060

【貸付実績】

年 度	件数	金額(千円)
平成30年度	115	11,327
令和元年度	91	10,975

4 業務マネジメント

行政能力の向上及び事務事業の効率化を図り、市民とともに支え合う自立したまちづくりを進める。

(1) 事務事業の適正管理

事務事業の適正な管理・執行及び法務能力を高めるため、新規採用職員及び文書スキルの向上を希望する職員に対し、地方公務員法及び文書スキルアップ研修を実施した。

また、業務知識の共有、業務効率化及びリスク管理に役立てるため、許認可や収入支出業務等、各職員が重要度の高い業務を抽出し業務フローを作成することにより業務プロセスの可視化を図った。

(2) 権限移譲事務の受入れ

静岡県及び県内市町で構成する県・市町権限移譲推進協議会及び静岡県行政経営研究会課題検討会において、これまでの権限移譲の評価、権限移譲事務手続の課題、令和2年度以降における権限移譲の推進方針等について意見交換を行った。これを踏まえ、県は令和2年度から令和4年度までの3年間を計画期間とする「ふじのくに権限移譲推進計画（第4期）」を策定した。

なお、令和元年度における県から本市への権限移譲はなかった。

(3) 市民協働の推進

ア 市民活動及び交流の拠点づくり

富丘交流センターの令和3年度の供用開始に向け、その管理運営方法を定める条例及び規則を制定した。

また、富士根南地区への交流センターの整備については、市及び地域（住民、学校、利用者団体）で建設検討委員会を立ち上げ、整備構想を策定した。

イ NPO等普及支援事業の推進

市民協働及びボランティア活動への参加促進を図るため、市民参加促進講座を開催し、14人が参加した。

また、富士宮駅前交流センターにおけるNPO等市民活動団体の支援として、市民活動相談会及び市民活動支援講座を実施した。

ウ NPO等市民活動促進事業の推進

NPO等市民活動促進事業として、行政の事務事業を補完する事

業を公募した結果、応募があった6件を事業採択し委託した。

【NPO等市民活動促進事業委託実績】

団 体	採 択 事 業	参加者 (人)
スペイン空手ナショナルチーム支援団体ペデカ	スペイン空手ナショナルチーム市民交流事業	1,225
富士宮市観光ガイドボランティアの会	「世界遺産のまち富士宮」周知事業	190
NPO 法人猪之頭振興協議会	地域食材の新たな料理への活用に関する事業	34
非営利特定活動法人富士山スマートエナジー	市民主体型の小水力発電による環境貢献事業	160
Hummingbird	Hummingbird プロジェクト「誰も取り残さない世界」ワークショップ	67
NPO 法人まちづくりトッパーランナーふじのみや本舗	食のまちづくりフォーラム「地域の食文化と富士宮やきそば」	80

(4) 民間委託等の推進

ア 指定管理者制度の推進

大富士交流センター及び柚野の里活性化施設の指定管理期間の満了に伴い、次期指定管理者を指定した。

なお、指定管理期間はいずれの施設も令和2年4月1日から令和7年3月31日までとした。

【指定管理者選定実績】

施設名称	区分	選定	指定管理者の名称
大富士交流センター	更新	選考	(公財)富士宮市振興公社
柚野の里活性化施設	更新	選考	大鹿窪区

イ 地域包括支援センターの民間委託

地域包括支援センターの機能強化を図るため、基幹的機能及び運営体制の整備として、センター長会議及び三職種（保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士）専門部会を開催するとともに、年2回の業務評価を行った。

また、包括的支援事業の推進として、地域ケア個別会議の開催及

び認知症地域支援推進員の活動の支援を行うとともに、在宅医療介護連携推進のためのワークショップを開催した。

このほか、職員の資質向上に向けた取組として、アセスメント力向上研修、介護予防ケアマネジメント検討会及び評価検討会を開催した。

ウ 国民健康保険レセプト二次点検及び再審査申出事務の委託

レセプトの二次点検及び再審査申出事務を静岡県国民健康保険連合会に委託することによって、436万680円の削減効果が得られた。

(5) ICT施策の推進

ア 共同電算化の推進

富士市との第1期共同電算化事業の終了及び第2期共同電算化事業の開始に伴うシステムの入替えを令和2年1月に実施した。

また、第2期共同電算化事業において、データ入力、帳票出力等の単純作業へのRPA（Robotic Process Automation）導入の効果を検証するため、ふるさと納税受付業務ほか2業務で実証実験を行った。

この結果、業務効率の向上や人的ミスの抑制が認められたが、一方で、RPAを利用しようとする業務に合わせて、RPAの種類を選定する必要があるなどの課題も認められたことから、課題解決のための研究を進めることとした。

イ セキュリティ対策の推進

職員のセキュリティスキルの向上を図るため、全職員を対象に研修を行うとともに、庁内の49部署について情報セキュリティ監査を実施した。

また、業務利用上の有効性を検証するため試験的に保育園に配備したシンクライアント端末13台について事後検証を行った結果、フリーズしやすいなどの課題が認められたが、環境設定を見直すことで解消したため、試験配備の対象を消防署まで広げることとし、6台を追加配備した。

【情報セキュリティ研修実績】

研 修 名	実績(人)
情報セキュリティ研修	1,047
eラーニング情報セキュリティ研修	169
eラーニング情報連携に向けた研修	99
内部監査員養成研修	75

ウ 庁内ネットワーク環境の再構築

特定個人情報を直接業務利用しない情報系ネットワークにおける無線LANの導入可能性について検討した結果、住基系ネットワークとの特定通信及びLIGWANとの通信が含まれるなどセキュリティ面での課題等があることから、引き続き、国、県及び他市の導入手法等について調査研究することとした。

エ 業務保有データの利活用

業務保有データのオープンデータ化を推進するため、「富士宮市オープンデータの推進に関する指針」を制定するとともに、オープンデータの作成手順等について定めたオープンデータ作成マニュアルを作成した。

また、静岡県が運営する「ふじのくにオープンデータカタログ」に新たに3種類のデータを追加した。

【追加データ】

指定緊急避難場所一覧

文化財一覧

AED設置箇所一覧

オ 諸証明のコンビニ交付の導入

令和2年3月からマイナンバーカードを利用した住民票及び印鑑登録証明書のコンビニ交付を開始した。

【諸証明の交付実績（3月）】

証明書	交付通数	うちコンビニ 交付通数	コンビニ交付 利用率(%)
住民票	6,065	99	1.63
印鑑登録証明書	4,203	63	1.50

5 行政改革市民委員会からの答申附帯意見に係る実施事項

(1) 市有林の有効活用

本市の所有する森林は、市有財産の大部分を占めていることから、木材のバイオマス発電への利用など、収益性の高い活用をするよう要望する。

林地残材を活用した小規模木質バイオマス発電事業については、林地残材の集約に必要な経費に対し、発電事業による収益性が低く、また、安定的な木材の確保が困難であることから、事業性がないとの結論に至った。

また、富士ヒノキのブランドである「フジヒノキメイド」のブランド力向上及び販路の拡大のため、本市、富士市、森林組合等で組織する「富士山森林認証グループ」において、展示会への出展及び国内大手木製家具メーカーへの売り込みを行った。

(2) 行政と自治会との連携強化

人口減少という大きな課題に対応するためには、これまで以上に行政と自治会との連携の強化が必要であることから、自治会活動の活性化及びその協力関係の更なる向上を図るよう要望する。

自治会の統廃合、法人化（認可地縁団体）の手續に関する個別相談を受けたほか、認可地縁団体についての出張相談の要望があった北部4地区に対し説明会を行った。

また、自治会活動の活性化及び自治会間の情報共有を図るため、区長及び町内会長への研修会を開催した。加えて、各自治会の基本的なルール、運営上の課題などについて全ての区長が情報共有し、今後の自治会活動の参考とするため、区長会と連携しアンケートを行った。